

# 第 3 回

## 札幌市ユニバーサル推進検討委員会

### 議 事 録

日 時：2024年3月12日（火）午後6時30分開会  
場 所：市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

## 1. 開 会

○梶井座長 時間になりましたので、第3回札幌市ユニバーサル推進検討委員会を開会したいと思います。

皆様、年度末のお忙しいところ、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日も活発にご議論をいただければと思います。

それでは、早速、事務局から本日の出席状況と配付資料のご説明をお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） ユニバーサル推進室推進担当課長の松原と申します。

本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

最初に、本日の出席状況でございます。

本日は、宮入委員から所用のため、それから、浅香委員・加藤委員から欠席のご連絡を受けておりますが、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の会議資料についてご確認させていただきます。

お手元の資料をご覧くださいければと思います。

まず、本日の次第、委員一覧、札幌市役所出席者一覧、座席表です。続きまして、資料1の（仮称）共生社会推進条例の骨子案作成に当たっての基本的な考え方、資料2の（仮称）共生社会推進条例の骨子案、資料3の意見対応表、資料4の関係附属機関等における意見及び市民ワークショップについて、資料5の市民・事業者への普及啓発及び理念浸透の方法（案）、資料6のユニバーサル展開プログラム（案）概要版、資料7のユニバーサル展開プログラム（案）本書になります。

以上が本日の会議資料となりますが、不足している方はいらっしゃいませんか。

それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。

○梶井座長 それでは、会議の進行についてお願いですけれども、ご発言をいただくときには最初にお名前を言っていただくと議事録の整理がスムーズになるということですので、よろしくをお願いいたします。

また、本日も、傍聴席の皆様、遅い時間帯にお越しいただきまして、ありがとうございます。それから、報道の皆様もありがとうございます。

この後、会議に入りましたら、撮影の方はNGということで、ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。

## 2. 議 事

○梶井座長 それでは、議事に入ります。

最初に、意見交換ということで、いよいよ共生社会推進条例の骨子案が出てまいりましたので、それについて皆様でご議論をいただきたいと思っております。

まず、資料1から5まで一括してご説明をお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） それでは、私から、資料1から資料5を用い、骨子案に

ついでご説明させていただきたいと思ひます。

まず、第1回検討委員会では、委員の皆様から共生社会の実現に向けて重要だと思ふことや考え方についてご意見を頂戴しました。また、12月の第2回では、他自治体の条例等を踏まえながら、条例の構成イメージ等を確認していただき、多様なご意見を頂戴したところでございます。

この資料1と資料2につきましては、これまでの会議でいただいた委員の皆様のご意見を踏まえ、事務局で作成させていただいたものです。

まず、資料1に基づいて骨子案作成に当たっての基本的な考え方をご説明させていただき、その上で、資料2で条例の骨子案をご説明させていただきたいと思ひます。

それでは、資料1の基本的な考え方をご覧ください。

こちらは、これまでのご意見を踏まえ、大きく4点でまとめています。

順次、ご紹介させていただきます。

まず、考え方の一つ目の多様性の尊重です。

人は皆、年齢、性別、性的指向やジェンダーアイデンティティ、障がいや病気の有無、国籍、民族、言語、宗教、文化など、無数の多様な違いを抱えています。しかし、これらの違いに起因する個性や能力等に対する理解が十分ではないなどといった社会における様々な障壁により、時には差別や偏見の目を向けられる場合もあるなど、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々が多くいらっしゃる現状にあります。

また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化なども踏まえると、誰もが自分らしく暮らし活躍することができるよう、こうした違いを尊重する多様性の尊重がこれまで以上に求められると考えております。

なお、他者との違いについて、外面的なものだけでなく、価値観や考え方等の内面的なものを含めて捉えると、誰もが何らかの違いを有する当事者であると言え、その対象は一部の方に限られるものではございません。

そこで、本条例におきましては、当事者の限定化や固定化につながらないよう配慮し、誰もが当事者であることを前提とした内容とすること、加えて、各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め、支え合う、共感に基づく心のバリアフリーの醸成に寄与する内容とすることが求められると考えております。

続きまして、考え方の二つ目の包摂的なまちづくりです。

まず、下の米印で記載しておりますけれども、障がいの社会モデルの考え方です。「障がい＝バリア」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁（物理的、制度的、文化・情報面及び意識上）の相互作用によって作り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。

上に戻っていただきまして、この障がいの社会モデルは、障がい分野に限らず、先ほどの多様な違いに起因する様々な社会的障壁にも当てはまる考え方だと思ひています。

そこで、多様な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活

できるよう、障がいの社会モデルの考えを他分野にも波及させていき、様々な取組を行うことによって当事者の生きづらさを社会全体で解決していくという包摂的なまちづくりの視点が求められると考えています。

続いて、考え方の三つ目の市民・事業者との協働による共創です。

共生社会の実現に向けましては、行政、市民、事業者それぞれが異なる方向性の下で取組を進めることがないよう、自らの責務や役割を相互に認識し、創造性の向上などの多様性が有する効果も踏まえながら、社会のあらゆる場面において連携・協働の上で取組を進めていくことが求められるというふうに考えています。

続いて、裏面に移ります。

考え方の四つ目の未来につながる取組の推進です。

札幌市の現在の姿は長い時間をかけた先人たちの歩みの上に形づくられたものであり、共生社会の実現に向けても世代をまたぐ長期的かつ継続的な取組が求められます。

そこで、条例の検討過程のみならず、それ以降も、他世代に向けた取組を進め、特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的に展開していく必要があると考えています。

札幌市は、以上の四つの考え方を踏まえながら、共生社会の実現を目指していくことにより、誰もがつながり合う共生のまちを実現していきたいと考えているところです。

続いて、資料2をご覧ください。

こちらが（仮称）共生社会推進条例の骨子案になります。

なお、お手元に配付しております資料3には、資料2に記載の骨子案に対応するこれまでの各委員の皆様からのご意見、関係附属機関等におけるご意見を記載しておりますので、資料2の説明と併せて、適宜、ご確認をいただければと思います。

では、資料2に戻っていただきまして、1の前文から順次ご説明いたします。

まず、前文には、条例を制定する背景や条例の制定趣旨、それから、目指すべき社会を規定することになります。

前文につきましては、これまで委員の皆様から多様なご意見もいただいております、これを踏まえ、本骨子案では、一つ目に憲法も踏まえた大前提となる考え方、二つ目に札幌市固有の歴史的背景、三つ目に昨今の課題感、四つ目に課題解決の手段、五つ目に条例制定の理由という大きく五つに分けて案を作成いたしました。

読み上げます。

誰もが、等しく基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されながら、共に生きていくことは、私たちの共通の願いである。

札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、外国の先進の英知を取り入れていくことによって、飛躍的に成長してきた。

ところが、他者の個性や能力に対する理解が十分ではないことなどの社会における様々な障壁により、生きづらさを感じる方が多くいる現状にあり、また、近年における少子高

齡化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などにより、これまで以上に多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められる。

こうした状況を踏まえ、私たちは社会のあらゆる場面において、対話による相互理解を進めるとともに、誰もが自分らしく暮らし、活躍できる環境を整備していくことにより、共生社会の実現に向けて共に取り組んでいく必要がある。

そこで、私たちは、このような認識の下、市、市民及び事業者が一体となって、共生社会を実現し、多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちを次世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

骨子案の前文は以上です。

次に、2の目的です。

こちらは、条例の制定目的を規定するものとなります。

この条例は、共生社会の実現に関し、基本的理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって、共生社会の実現に向けて取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちの実現に寄与することを目的とする旨を記載しております。

続きまして、3の定義になります。

こちらは、条例で用いる用語の意味を規定するものになります。

今回、定義としては、共生社会と市民の二つを規定したいと考えております。

まず、目指すべき共生社会の定義ですが、差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる多様性が強みとなる社会、また、市民については、市内に住所を有する者及び市内で働き、または、学ぶ者としていたい考えでおります。

続きまして、4の他の条例等との関係です。

こちらは、この条例と共生社会の実現に関する他の条例等との関係性を規定するものです。

市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定、改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならないということを規定したいと考えております。

こちらにつきましては、次のページにイメージ図を掲載しております。

本条例は理念条例となりますけれども、関係計画や関係条例等の個別施策との関係では、施策の継続性の担保や取組の加速化といった効果を持たせるといった位置付けにしていく考えです。

続きまして、5の基本理念です。

こちらは、共生社会の実現に向けた取組の土台や前提となる考え方を規定するものでございます。

本市といたしましては、資料1に記載の基本的な考え方や先ほどご説明した3の定義規定を踏まえて基本理念を定めたいと考えておりまして、本骨子案では三つの要素で整理し

ております。

具体的に、まず、一つ目は、多様性の尊重の観点でございますが、誰もが基本的人権を共有する個人として、その個性や能力を認められること、続いて、二つ目は、包摂的なまちづくりの観点でございますが、誰もが互いにその違い等を理解し、支え合い及び助け合うことで社会から孤立することなく安心して生活できること、そして、三つ目は、市民、事業者との協働による共創の観点でございますが、市、市民及び事業者がそれぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むものであること、以上の3点です。

続きまして、6の市の責務です。

こちらは、我々市役所が率先して共生社会の実現に向けた取組を進めるという姿勢を示すための記載になっております。

市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないことを規定したいと考えています。

続きまして、7の市民の役割・事業者の役割です。

まず、市民の役割ですが、市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場面において共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとする、また、市民は市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする、続いて、事業者の役割ですが、事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとする、また、事業者は市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとするということで、以上のとおり、市民、事業者につきましてはいわゆる努力規定しております。

3ページをご覧ください。

続きまして、8の基本的施策です。

こちらは、共生社会の実現に向けて札幌市が行う基本的施策を規定するもので、資料1の基本的考え方でも触れた障がいの社会モデルの考え方をベースにまとめたものです。

まず、①と②が物理的な障壁への対応です。

①は、誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備、そして、②は、市民または事業者が行う①と同様の多様性に配慮した施設等の整備への支援ということです。これらは、公共施設等のバリアフリー化を進めること、それから、市民、事業者がバリアフリー化を進める際の支援を市が行うことを踏まえたものです。

次に、③と④が制度、情報面での障壁への対応です。

③は、日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援、そして、④は、個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供です。こちらは、生きづらさを感じる方に必要な支援を行っていくこと、市の個別事業や制度に関する分かりやすい情報提供を市が行っていくことを踏まえたものです。

次に、⑤ですが、意識上の障壁への対応です。

⑤は、誰もが互いにその違い等を理解し、支え合い及び助け合う意識の醸成その他共生

社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等です。これは、心のバリアフリーの浸透に向けた施策等を行っていくことを踏まえた記載になります。

最後に、①から⑤に直接的に当てはまらないものについても対応できるよう、⑥として、その他共生社会の実現に向けて必要な施策というものを規定したいと考えております。

続きまして、9の推進体制の整備及び財政上の措置です。

こちらは、市の取組として、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び、実施するための推進体制を整備するという旨を、また、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする旨を規定するものです。

続きまして、10の（仮称）札幌市共生社会推進委員会です。

こちらは、共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査、審議等を行うことを目的に、市の附属機関として、このユニバーサル推進検討委員会を発展させる形で（仮称）札幌市共生社会推進委員会を置く旨を規定するものです。

最後に、11の委任・附則（条例の施行期日）です。

こちらは、条例で定めきれない細目的事項を市長に委任すること、また、条例の効力発生日となる施行期日を令和7年4月1日とすることを規定するものです。

条例骨子案そのものに係る説明は以上となります。

続きまして、資料3は見ていただいていると思いますので、資料4の関係附属機関等における意見及び市民ワークショップについてをご覧ください。

ご承知のとおり、条例の検討に当たりましては、複数の市の附属機関等のほか、市民ワークショップ等の市民参加事業でもご意見を賜ることを予定しております。本日は、このうち、子ども議会及び男女共同参画審議会でご頂いたご意見のほか、来年度に予定しております市民ワークショップの概要をご説明させていただければと思います。

まず、1の子ども議会についてです。

本市では、市内の小・中学生が市に対して様々な施策提案を行う子ども議会の取組を実施しております。今年度は、子ども議員自らが共生社会の実現に向けたテーマとして五つを設定し、それぞれのグループに分かれ、議論した上で、市長に対して意見、提案してくれております。

例えば、資料中段のグループ①では、アイヌ文化をPRし、受け継ぐことにより、北海道の大切な文化を守ってほしいといったご意見、また、その下のグループ②では、札幌市在住の外国人が日本語で困らないように取組を進めてほしいといったご意見を頂戴しました。

裏面にわたりますけれども、その他の3グループも含め、それぞれ目指すべき共生社会とはということを考えていただいた上で、記載のとおり、様々な意見、提案を頂戴しております。

続きまして、裏面の2の男女共同参画審議会でのご意見です。

こちらは条例検討を始めたことをお伝えする、いわゆる頭出しのみをさせていただいた段階でございましたけれども、骨太の理念と分かりやすい説明が求められると思う、共生社会の実現に向けて理念は必要だというような趣旨のご意見をいただきました。

なお、男女共同参画審議会ほかの附属機関に対しましては、本骨子案、それから、今日のご意見等を基に、来年度に改めてご意見を頂戴する予定となっております。

本資料の最後の3の市民ワークショップの実施についてです。

こちらは、市民、当事者のご意見を頂戴するために来年度の実施を予定しているものでございます。

ただし、一番下に注意書きとして記載させていただいておりますとおり、まだ予算も固まっていない状況でのあくまで現時点における我々事務局案としてご紹介させていただくものとなっておりますので、今後の詳細検討の中で内容が変更となる可能性もありますことをご承知おきいただければと思います。

まず、(1)の概要です。

本ワークショップでは、本日皆様にご提示させていただいている条例骨子案を市民と共有し、市民意見を把握するとともに、共生社会の実現に向けたまちづくりへの関心を喚起すること、そして、生活に様々な困難を抱える市民が共生社会の実現に関するテーマを題材に、共に対話等を行うことを通して、それぞれが抱える状況の共有、理解を促し、心のバリアフリーの更なる推進を図っていくことを目的に実施したいと考えています。

(2)のワークショップの内容です。

本ワークショップでは、条例骨子案の内容紹介のほか、参加者が抱える様々な生活上の困難を相互に知るとともに、共生社会の実現に向け、市民、事業者、行政がそれぞれ取り組めること等を考える内容とすることを想定しています。

また、参加者が本ワークショップをきっかけに、共生社会の実現に向けたまちづくりを自分事として捉え、他者を尊重し、共に支え合う行動に取り組んでいけるような内容とすることを想定しています。

(3)の開催時期です。

今年の6月頃、それぞれ二、三時間程度で2回以上実施することを想定しています。

最後に、(4)の参加者です。

障がいのある方や性的マイノリティーの方、外国人やアイヌ民族の方など、様々な立場の方に参加していただくことを想定しておりまして、札幌市内に居住する札幌市民を中心に、延べ60名程度に参加していただくことを想定しております。

資料4の説明は以上となります。

最後に、資料5の市民・事業者への普及啓発及び理念浸透の方法(案)についてをご覧ください。

本条例のこれまでの検討におきましては、各委員から子どもにも分かりやすい条例にしたいといったご意見を頂戴していたところでした。これを受けまして、先ほどご紹介した条



例骨子案の取りまとめに際しては、可能な限り、我々としてもやさしい日本語を使い、子どもを含めた誰もが分かりやすい内容とするように調整を図ってまいりました。

しかしながら、条例という形式上の縛り、それから、その意図が読み手に正しく伝わるよう配慮する必要があるといった点から、特に子どもにとっては少し難しい文言にならざるを得なかった部分があると認識しております。

一方で、次代を担う子どもたちにもきちんと理解していただけるようにするということは不可欠であると我々も考えておりますので、この点については、普及啓発の中で可能な限り分かりやすい発信を行っていきたいと考えています。

そこで、こちらも先ほどと同じく、現時点での想定とはなりますけれども、現在、我々事務局が検討している普及啓発や理念浸透の方法の案についてご紹介させていただいております。

まず、一つ目は、ロゴマーク、キャッチフレーズの募集、二つ目は、一つ目とも関連しますけれども、各種啓発物の作成です。この啓発物の作成に当たっては、簡単な日本語を使用したキッズ用の作成を検討するなど、分かりやすさにも配慮していきたい考えです。

続いて、三つ目は、子ども向け教材の作成です。こちらは、教育委員会とも連携の上、共生社会の実現に向けた教材を作成し、小・中学校の授業等で活用していく取組等を実施していきたいと考えています。

最後に、四つ目は、普及啓発イベントの開催です。

なお、繰り返しになりますが、これらはいくまで現時点の案です。条例が議決され、制定される前段階の想定ということでもありますので、参考として捉えていただければ幸いです。

いずれにいたしましても、共生社会の実現に当たりましては、子どもも含めた市民への普及啓発等を積極的に図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

大変長くなりましたが、条例骨子案に係る私からの説明は以上となります。

ご意見のほど、よろしく願いいたします。

○梶井座長 資料3にもありますように、これまで皆様に検討委員会を出していただいた意見を踏まえ、事務局でここまで骨子案をまとめていただいたというご説明でした。

これから、この骨子案を中心に、皆様からご意見を伺いたいと思います。

まず、山口委員からご意見をいただけると聞いておりますので、お願いいたします。

○山口委員 皆さん、こんばんは、山口です。

資料1を読み始めたとき、感激で涙ぐみました。それは、ここで交わされた大切な意見が美しい文章に再構成されていたからです。ほかの資料の各所にもたくさんの思いが取り込まれており、魂が宿っている、そんな印象を受け、心が震えました。

どんなに思いを伝えても届かない、それが当たり前だった現実の中、今回は全く違うのだなと実感しています。

今、この会議で行われていることが対話による相互理解であり、共同創造なのだと感じています。

委員会ではここまで状況が進んでいるのですけれども、いざ外に出てみると、ユニバーサルな社会とは、各所にエレベーターが設置され、段差のないまちをつくるという部分的な理解にとどまっている印象があります。

そんなふうを感じている皆さんにも今ここで話し合われていることを共有できたらどんなにすばらしいだろうと感じていますし、今回提案していただいたワークショップやロゴマークの募集がその第一歩であると私は期待しています。

ところで、今私が言及しているのは心のバリアフリーについてですが、これが進んだと判断できる基準があることに気がつきました。今からそのことについてお話しし、心のバリアフリーの指標にすることを提案します。

第三者返答と名づけられた問題があります。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、これは、例えば、レストランで外国人が店員に話しかけたとき、日本語で会話ができるにもかかわらず、質問した本人ではなく、一緒にいるお連れの方に返答してしまうことを言います。これは、障がいのある人にも起きやすいようです。こういうことをされてしまった人は、孤独感や無力感にさいなまれるでしょう。しかし、返答した人は、まさかそんな気持ちにさせているとは想像もしていないでしょう。

実は、返答だけでなく、例えば、スーパーのレジで買った商品やクレジットカードさえも、店員が、本人ではなく、たまたま一緒に列に並んでいただけの赤の他人に返してしまう問題もよく起きていると思われれます。

何か事件が起きる前に第三者返答がなくなることを私は願っています。

これに類似する問題がマイノリティーごとに形を変えて存在すると推測します。しかし、直接会話することが心にある内と外を隔てる壁をなくすことであり、会話と理解に進むための大きな一歩だと私は思っています。

ですから、外国人にとっての第三者返答のように、それぞれのマイノリティーが直面している象徴的な問題をまずはみんなに知ってもらうこと、そして、例えば、直接、本人に返答を返すといった必要な行動を増やすこと、これを心のバリアフリーの一つの指標にすることを提案いたします。

まとめとして、今回の私のスピーチに込めたメッセージは、「間違っていない、知らなくていい、ただ、あなたと話してみたい」です。

○梶井座長 ありがとうございます。

骨子案の段階で魂が入っているということでしたが、事務局は、内心、すごく喜んでいらっしゃるかと思います。その上で、対話の必要性、それから、心のバリアフリーをどう構築していくのかについて、具体的なお意見をいただけたと思います。

さらに皆様からもご意見をいただきたいと思います。

順番が逆になりましたけれども、皆様からご質問はありますか。ご質問も含めた意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

○北原委員 確認させていただきます。

今回、資料1と資料2で基本的な考え方と骨子案が配付されましたけれども、最終的にはどれが公表されることになるのでしょうか。基本的な考え方の方も公表されることになるのか、お聞きしたいと思います。

○事務局（松原推進担当課長） 基本的な考え方と骨子案は一体のものだと我々は思っております。資料上、二つに分けておりますけれども、今後はこれらを一体で公表し、普及啓発、確認ということでやっていきたいと思っております。

○北原委員 基本的な考え方の方には、1の最初の白丸のところでは日々の暮らしに生きづらさを感じているというようなことが書かれておりますが、骨子案の方にはそういう表現が出てきていません。しかし、まずは現状にある課題をどうチェックしていくのかが重要になってくると思いますので、この両方を一体として取り扱われるということでしたら、そのほうがよいかと思います。

また、今、山口委員のご意見に私も大変賛同したいということを忘れる前に言っておきたいと思います。

それから、骨子案の1の前文の二つ目の白丸のところではちょっと気になったところがありました。これは札幌市の固有の事情がまとめられているということでしたけれども、様々な背景を有する先人がいてとあって、2行目に外国の先進の英知を取り入れていくとあります。この外国というのは具体的にどの国のことを指しているのでしょうか。

正確ではなくてもいいので、ざっくりとこんなところだと教えていただければと思います。

○事務局（松原推進担当課長） どこの国ということはないのですが、いわゆるお雇い外国人という言葉があるとおり、そういったところの情報を取り入れてというようなことをイメージしておりました。

○北原委員 つまり、ヨーロッパ系の教員と技術者が明治期に北海道に来て、色々な情報提供をしたということだと思うのですが、例えば、そのように雇用されていた外国人の中には、当時、アイヌ民族が使っていた毒矢の使用を禁止するに当たって意見を出し、なぜならそれは野蛮だからということで、かなり偏見に基づいた施策を進めたという側面もあります。それも含め、貢献もあったと一般的には認知されていると思うのですが、あえてここに出すのかと私は感じました。

あるいは、ここで外国人教員や外国人研究者の活躍を名指しするのであれば、様々な背景を持つ人々のほうをもう少し詳しく書いてもいいのではないかと思います。

○梶井座長 お雇い外国人という言葉もありましたけれども、そうした言葉がなくても成立する文脈かなと思います。先進の英知は、欧米人だけではなく、日本人自身やアジアなど、いろいろな方からの英知を北海道では開拓期に取り入れたと思いますので、外国と

あえて限定しないほうがいいのではないかと私も感じたところです。

これについて皆様のご賛同をいただければ、そういう方向で考えていければと思いますけれども、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○梶井座長 それでは、そのようにさせていただきます。

皆様から他にご意見はありませんか。

○牧野委員 全体を通して拝見させていただいて、私はこの案でよろしいかなと感じております。

ただ、その中でちょっと感じたことがありますして、資料4の2ページの(2)のワークショップの内容の二つ目の白丸です。参加者が本ワークショップをきっかけに共生社会の実現に向けたまちづくりを自分事として捉え、他者を尊重し、共に支え合う行動に取り組んでいけるような内容とすることを想定し書いてあるのですけれども、ここがすごく重要だと思うのです。研修会やセミナーなども参加し、聞いて終わりというものが多いような気がします。しかし、参加して、はっと心を動かすようなきっかけづくりにしていただきたいと思います。

特に、感動するということです。感じて動くと書きますが、聞いて、何か胸に響くものがあるから行動に移そうと思えるのだと思いますので、次世代の方たちにもそういうきっかけになるようなワークショップを開催していただきたいです。

次に、先ほど山口委員からありました第三者返答です。

私も障がいを持っている立場で、そういう経験があります。スーパーに夫と買物に行きますと、私がお財布を持っているのに、夫に向かってポイントカードはありますかと言うのです。

そういうことは私に聞いてほしいのです。障がいのある人にはどう接していいか、どう対応していいかが分からないから、手っ取り早く夫に聞いているのだと思うのですけれども、まず、私に聞いて、私が答えられなかったら一緒にいる夫が答えるということだと思うのです。ですから、本人を無視しないということです。

○梶井座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○相内委員 質問ではなく、意見としてお話をさせていただこうかなと思います。

資料5で、ロゴマークや啓発物、子ども向け教材についてのご説明をいただきましたし、事務局がおっしゃっていたことについてはおおむね賛成します。啓発物について、ある程度の年齢になってからではないとなかなか分からない部分もきっとあるだろうということについても分かります。しかし、それがあからこそと思うのですが、3の子ども向け教材の作成についてで、どこを工夫したら低学年、低年齢の子にまで伝わるものになるかなという検討をしていってほしい。そうしてもらうことこそが社会モデルの実現だと思いますし、それが合理的配慮の実現になると思います。

例えば、今の第三者返答の話もそうで、かみ砕けば小学校低学年の子でも分かる部分がたくさんあるはずだと思いますし、そういったものを探してほしいのです。

戦略ビジョンのデジタル教材を見たことがありまして、別にそれに倣うなんて事務局は一言も言っていないので、それが参考という意味ではないと思いますけれども、これはある程度の年齢の人ではないと分からない教材になっていると思います。しかし、年代ごとによって学べるステージというものがあると思うので、それを検討した内容にさせていただくといいのかなと思います。

次世代に引き継いでいくことを決意しと骨子案の方に書いていただきましたけれども、まさにそういう姿勢からそれが伝わっていくのではないかなと思います。

そして、ちょっと余計なことになってしまうかもしれませんが、次世代に引き継いでいくと入れていただいたので、お話しします。

このタイミングがきっとあるのだろうと勝手に思っているのですけれども、子ども教材の作成ということで、教育委員会と連携してと書いてありますよね。もしかしたら事務局でとくに考えられているのかもしれないのですけれども、教育委員会の方にオブザーバーとして参加していただくタイミングがこれからはあってもいいのかなと思っております。これから、子どもの意識啓発など、いろいろと出てくる中で、市教委が最初の段階で参加しているとスムーズに進むのかなと思ったところです。

○梶井座長 ありがとうございます。

牧野委員、相内委員から、資料4、資料5に関して具体的にご意見をいただきました。これから進めていくということでございますので、参考にして実施していただければと思います。

引き続き皆様からご意見をいただきたいと思いますが、ご欠席の委員からもご意見をいただいておりますので、ここで紹介していただきたいと思います。

宮入委員と加藤委員のお二方からいただいております。

お願いします。

○事務局（松原推進担当課長） 宮入委員、加藤委員からご意見をいただいておりますので、私からご紹介させていただきます。

まず、宮入委員からの条例骨子案についてのご意見です。

今回の会議に出席できず、皆様にご迷惑をおかけすることをおわび申し上げますとした上で、ご自身の専門分野であります外国人労働者に係る最近の動きについて触れた上で具体的なご意見をいただいております。

現在、国会で詳細が詰められている段階ですが、技能実習制度の廃止に伴い、2027年までの新たな外国人材の受入制度として育成就労制度が施行されることが決まっています、また、昨年うちに、特定技能制度では、農業等でも在留期間に制限を設けない2号、かつ、家族帯同も可ということが全面的に適用されましたが、さらに、ドライバー不足等に対応して特定技能の対象職種の拡大も検討されている状況にあり、外国人労働者に係る

政策の大きな転換期を迎えている状況です、こうしたことを踏まえ、私たちが議論しているユニバーサル（共生）の推進がもっと重視されるような環境変化が起こってくるというような前提条件を踏まえた上で、資料3の意見対応表に関し、具体的なご意見をいただいております。

3ページの下の方の（仮称）札幌市共生社会推進委員会の設置についてです。

骨子案では、共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査、審議等を行うため、（仮称）札幌市共生社会推進委員会を置くものとしますとしています。

また、それへの対応意見として、右側ですが、条例をつくるだけでなく、取組の検証をしたり、市民や当事者の評価を受けたりする仕組みの構築も重要として、このような意見があったことも明記してあり、私はこのことを高く評価しています。

しかし、基本的施策の六つの内容の中には、このような意見や評価を受ける継続的な場面の設定がありません。また、改めて共生社会推進委員会の設置目的を見ると、共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査、審議等を行うためとなっておりまして、取組の検証をしたり、市民や当事者の評価を受けたりする仕組みの構築の場が明記されていない。以上を指摘した上で、より積極的に当事者、市民の声を聞く仕組みづくりを前面に出してもらいたいということです。

このご意見について、市の考えについても併せてご紹介させていただきます。当事者、市民の声を聞いた施策の展開については我々も意識しているところです。この条例骨子案にあります委員会の設置目的の施策の実施状況その他の必要な事項に関して調査、審議等を行うということは、まさに御指摘の施策の検証を含めた取組を行う想定です。

また、施策の全体的な観点だけではなく、個々の事業の展開に当たりまして、適宜、市民、当事者の皆さんのお声を頂戴しながら進めていく考えでいます。

続きまして、加藤委員からいただいたご意見です。

資料2を見ながら聞いていただければと思うのですが、3点のご意見をいただいております。

まず、前文関係ということで、もしも基本的人権の尊重に触れ、日本国憲法を引用するとすれば、日本国憲法のみならず、関連の国際人権文書、あるいは、一般に国際人権保障に言及すれば札幌市の先進性を読み取れることになるのではないかと思うというご意見です。

それから、二つ目のご意見は定義のところについてです。

市内で働き、または、学ぶ者を札幌市共生社会の一員であり、主体であると認めることに対して何ら異論はありません、しかし、概念上、これを札幌市民に含めて定義することは他の法令または条例における定義との間に齟齬を生じさせないかどうかを危惧します、市民の定義を置くよりも、むしろ、本条例における市民等の概念を設定し、これを定義けるほうが一般的で、そのほうがよいように思われます、関連して、旅行者等の一時滞在

者も滞在中は共生社会の一員となるように思われ、これについても規定するとよいように思われますというご意見です。

三つ目のご意見は、資料3の1ページの中段辺りをご覧いただければと思うのですが、目的のところ、これまでの検討委員会の意見という黒丸のところ、ここに分かりやすい言葉で伝えてもらいたい、伝えるべきという意見がありますということで、この意見に賛成しますということです。ただ、分かりやすい言葉は、往々にして多義的であり、ややもすれば、むしろ解釈上の混乱をもたらす可能性を高めるように思われます、他の法令又は条例上の用語法と整合的な表現を採用せざるを得ないことがあるように思われますというような法律的なご意見をいただきました。

こちらについても市の考え方を併せてご紹介させていただければと思います。

まず、前文に関するご意見についてですけれども、現在のところ、この骨子案におきましては、憲法の内容を踏まえながら基本的人権の尊重に触れる記載しております。ご意見のあった国際人権文書の言及については、素案策定に当たり、いただいた意見も踏まえながら検討していきたいと思っています。

それから、定義に関するご意見についてです。現在の市民の定義についてですが、本市の他の条例での定義を踏まえたもので、例えば、自治基本条例を踏まえたものを定義させていただいております。委員のご意見の中に旅行者等の一時滞在者ということがあり、我々もそれについては考慮しました。本骨子案では、例えば、基本理念の一つ目や二つ目は、対象を誰もがとしており、一時滞在者も含めた考え方とした一方、今回ご提示させていただいた骨子案につきましては、役割等を定める対象は市民ということで整理しております。ただ、いただいたご意見を踏まえ、今後、対応を考えていきたいと思っています。

最後に、分かりやすい言葉で伝えるべきとのご意見についてです。本市としても、先ほど資料4や資料5でご説明させていただいたとおり、分かりやすい言葉を用いることによる解釈上の混乱を避けたい考えです。この点については十分に意識しながら引き続き条例の検討を進めたいと思っております。あわせて、資料5にあるような普及啓発を行いながら分かりやすい発信に心がけていきたいと思っております。

条例骨子案について欠席の委員からいただいたご意見は以上の2点になります。

○梶井座長 ありがとうございます。

宮入委員、加藤委員から、それぞれご専門の立場からより踏み込んだアドバイス、ご指摘をいただいたところです。

他にいかがでしょうか。

○佐藤委員 先ほど山口委員がおっしゃっていましたが、この骨子案を見たとき、よく皆さんの意見をここまで反映し、まとめてくださったなと思って、本当に感激しました。

条例の全体像がすごく整理されており、何となくぼやっとしていたのですが、ああ、こういう形になるのだと見えてきて、何か、ほっとしたような気持ちです。また、条例がで

きるのが楽しみだなども感じました。

中身については本当によくまとめていただいたなというところですが、一つだけ気になったのが定義についてです。共生社会、市民とあるのですが、よく出てくるのは、市、市民、事業者それぞれが関わっていきましょうというものです。市というのは札幌市で、決まっています。また、市民も定義されたわけですが、事業者について定義されていないのです。事業者というのは札幌市のあらゆる事業者が対象だと思うのですが、読む方にとっては、行政の何かに関わっている事業者、共生社会に関わっている事業者はと簡単に読んでしまって、自分は関係ないという事業者が出てくるのかなと思いました。

今私たちが関わっている事業者もすごくたくさんあるのですけれども、自分たちはここに関わるのだという意識を持ってくれる事業者がいる一方、同じ業態の事業者でも、自分たちは全然関わらないというような事業者もいらっしゃるのです。しかし、全ての札幌市の事業者、それは個人事業主だろうと、大きな企業の事業主だろうと、皆さんが対象ですよと分かるように書いてあると、誤解をして、自分は関係ないと思われなと感じました。

また、社会の中ではまだ壁があって、大変な思いをされている方が多いという話をお聞きしたのですけれども、ここ数年、いろいろなメディアにおいて、その壁を取り除くための報道、あるいは、ドラマなどがあり、共生社会、そして、お互いを理解することが大切なのだということが出てきているので、札幌市でこの条例をつくることに加え、メディアでいろいろとやることで共生社会というものが札幌市の中でどんどん発展していくのではないかなと感じておりますし、これからの変化に期待したいなと思っています。

○梶井座長 ありがとうございます。

全ての事業者の方が当事者意識を持てるような表記の仕方について少し工夫していただければと思います。

他にいかがでしょうか。

○道下委員 私もこれを読ませていただいて、皆さんの意見がまとまっていて、素敵だなと思ったのですけれども、特に資料1の誰もが当事者であるという言葉が素敵だなと感じました。

病気や障がいだけでなく、年を取っていけば高齢による機能低下がありますので、必ず誰もが障がい当事者に向かって歩みを進めている状況だと思うのです。健康な人でも、若い人でも、生まれたばかりの子どもでも、いつかは誰もが障がい当事者になるということを元気なうちから皆さんが受け止めてもらえれば、他の人にもっと目を向けられたり、理解をしようとなったり、そういう助け合えるような世の中になっていくのではないかなと思ったので、誰もが当事者であるという言葉はすごく素敵だなと思いました。

そして、資料5についてです。

子どもにも分かりやすいキッズ用をつくることのほか、キャッチフレーズやロゴマークを公募することによって参加型で皆さんに知っていただけるような、興味を引いていただけるような機会になるのかなと思いました。



また、子どもの教材についてです。

相内委員も牧野委員も言っていたのですけれども、一回やったからといって子どもの心に残るものではないと思うのです。資料を読んで授業をするというだけでは心には残らないですし、その授業が終わったらすぐに忘れてしまうというものになってしまっただけでは意味がないのかなと思うので、繰り返しやっていくことも必要だろうと思いますし、座学の勉強ではなく、実際にいろいろな障がい当事者の方と交流することが必要だと思います。

自分の話で恐縮ですけれども、妊娠し、出産するとき、旦那が妊婦体験をしたりしますよね。そのとき、妊婦というのはこんなに大変なのだと思ってしまうのですが、そういうこともあると思っておりまして、そのように実際に何かを体験する、交流をする、自分自身の身と置き換えて考えられるような一歩踏み込んだものを取り入れていくことも大事なのかなと思いました。

この前、下半身不随の車椅子の方と乗馬をするという機会があったのですよね。その方は事故によって障がいを負ってしまったのですけれども、障がいを負ってから自分の人生の中で乗馬をするという選択肢はなかった、まさか、これができるとも思っていなかった、考えたこともなかったというのです。でも、誰もができる当たり前のことがいっぱいあるのだよということを広く知っていただけたらいいな、素敵な世の中になるなと感じました。  
○梶井座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○池田委員 この骨子案を読ませていただいて、私も、これまでの議論が活かされ、随分整理され、つくられたなという印象を受けました。特に、前文、あるいは、目的にもありますけれども、誰もがつながり合うというフレーズなんかはしっかりと活かされていると思いました。

他の委員の方のご意見もそれぞれが腑に落ちるようなご意見で、私も賛成しております。その上で、質問といいますか、確認です。

10の札幌市共生社会推進委員会のところですが、この委員会が機能するためには、他の関係計画の委員会との連携が重要になってくると思うのです。例えば、他の条例との関係のイメージです。これは理念条例なので、個別施策がこの理念条例との整合を求められるという理解ですよ。

そうすると、札幌市共生社会推進委員会というものが、ある意味、他の個別の関係の施策がうまく条例に沿って機能しているのかをチェックできるかどうかの方が大事になると思うのです。そして、そのとき、個別の施策との連携も大事になってくるわけですが、そのニュアンスがあまり見えていないような気がしました。

恐らく、それは運用の問題になるのかもしれませんが、可能でしたら、そういうニュアンスを入れておくと、より機能的な、有機的な組織がつくられていくのかなという印象を持ちました。

○梶井座長 ありがとうございます。

検証委員会のようなものになると思いますけれども、その仕組みづくりが大事だというご指摘が宮入委員からもあったかと思います。今、池田委員からも、部署横断的な連携というものがなければ実効性が担保できないのではないかと、その点についてはどこかに書いておいたほうがいいのではないかとということがありました。これは理念条例ですが、検証する仕組みも一緒に考えていけば、それに沿って実効性が担保できるのかなと思います。

他にいかがでしょうか。

○柳谷委員 資料がすごい膨大で、理解するのが難しく、今日もちゃんと全部を把握できているわけではないのですけれども、資料1と資料2の内容は理解しやすかったなと思いますし、皆さんからの意見を踏まえてつくられているなと思って、私もすごく感謝しております。

私からはキーワードの部分になるかなと思うのですけれども、資料1の最初のところのジェンダーアイデンティティーという言葉についてです。

この言葉を当事者はあまり使わないのです。当事者もそうですし、日本だと、企業や学校、メディアもそうだと思うのですけれども、こうした表現をあまりしないかなという気がするのです。もし修正が可能であれば、性自認という表現のほうが、当事者もそうですし、企業や他の方々にとっても入ってきやすい言葉になるかなと思いました。

もう一つは、まだ先のことだと思うのですけれども、資料6以降のところ、3本の柱があり、一つ目のバリアフリーや施設の整備についてです。

例えば、自分の性的指向や性自認によってトイレが利用しづらいといった方ももちろん含まれるかなと思うのですけれども、学校などでそうした当事者と会ったとき、学校で自分が思う性の制服が着れない、トイレを利用できないということで不登校になってしまう子たちがいるのです。また、私自身もそうですけれども、見た目がボーイッシュなので、女性用トイレに入りづらく、膀胱炎になるということがあって、これは結構深刻だなと思っているのですね。

そこで、施設の整備については、障がいのある方や車椅子の方、高齢の方など、身体的な障がいや障壁のある方が利用しやすいユニバーサルデザインはもちろん、目に見えづらい障壁がある方も利用しやすいトイレや施設であるとすごくいいなと思いました。

後の話にはなると思うのですけれども、そうしたことを盛り込んでいただけたらうれしいです。

○梶井座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○結城委員 僕もすばらしいなと思いました。皆さんと同じような意見で申し訳ないのですけれども、僕流に言うなら、これが心のように真ん中にあるならばすばらしいまちづくりにつながるのではないかなと思います。また、北原委員が言ったことと同意見です。

もう一つ、今日、山口委員の意見を聞いて、僕も気を使っているようでとんちんかんなことをしていないかなと再確認させてもらいました。やっぱり、当事者の意見を聞き、僕

もそうなのかもしれないなという気持ちにさせられました。ありがとうございます。

そして、資料5についてです。

本当に細かくて申し訳ないですし、ホームページを見たことがないので、分からないのですが、札幌市まちづくり戦略ビジョンというのが引っかかりました。まちづくり戦略ということですね。これは僕が悪いのでしょうか。まちづくり未来ビジョンというような表現のほうがいいのかなと思いました。

このことを全部含めて、僕は、札幌市で生まれた、札幌市で育った、札幌市を訪れたということが誇りになるようなまちづくりにつながっていくと思うのです。それを自覚してもらいたいのです。キャッチーな言葉で言うなら、「まち自体が私たちがなのだ」ということで、子どもたちにはそういう伝え方をしたほうがいいかなと考えました。

○梶井座長 ビジネス戦略など、そういうことではないので、その意味ではもうちょっとみんなに受け入れられるような名称であればいいかもしれませんが、この名称は固定され、公になっていますのでなかなか変更は難しいかもしれないですね。ただ、確かに戦略という言葉についてはこれから考えていければと思いました。

他にいかがでしょうか。

○高橋副座長 私もこれまでの議論を基本的な考え方や骨子案の中で本当に分かりやすい文章にさせていただいたことに御礼を申し上げたいと思います。

基本的な考え方についてですが、10年後や20年後に読んだとき、この条例がどのような問題意識や現状認識から生まれてきたのかを知ることができる重要なものになると思っています。

といいますのは、今、変化が激しい社会ですね。そういった流れの早い中で、10年前や20年前はどうだったのだろうかと思い出し、私たちはここまで来たのだなということを認識できると思います。そうして読んだとき、資料1の4の丸の4行目のところですが、特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的に展開していくというところですが、継続的かつ「発展的に」展開していくというように、変化の激しい社会だということを念頭に置いた言葉にしてもいいかなと思いました。

もう一つは、資料5についてです。

普及啓発、それから、理念浸透の方法は、今後、具体的に検討されていくものだと思いますけれども、普及啓発や理念浸透の活動というのは、おそらく、この条例の一番の核になるものになるのではないかと感じております。そういった意味でも、これがしっかりと実現されるように取り組んでいただければと思います。

一つ付け加えますならば、2の各種啓発物の作成のところですが、日本語を母語としない市民にも分かるようなやさしい日本語、それから、多言語であるといいのですが、そのうち、少なくとも英語の印刷物やリーフレットができるといいかなと思いました。

○梶井座長 ありがとうございます。

10年後、20年後に振り返ったとき、ああ、こういう議論をして、こういう条例がで

きたのだと分かるようなものとして残っていけばなと思います。そして、30年後には共生社会の条例なんかもう要らないよねというように、それが当たり前になっている社会が理想的なのだと思います。

どちらにしても先を見据えてということが我々の願うところです。その意味で、資料5については皆様からご指摘があったように非常に期待されるものかと思います。

さて、皆様からご意見をいただいたところです。

よくまとめていただいており、何も申し上げるところがないのですが、私からも一つ申し上げます。

今、バックラッシュのような流れもありまして、共生社会や多様性という言葉に対して反対をするという流れも社会の中で起きているとひしひしと感ずることがあります。ポリコレ批判ということもありますし、トランプ現象ということもそうです。アメリカでもヨーロッパでも、立場が違う人たちを排斥するというような圧力も一方でじわじわと世界的情勢としては起きているように感ずるということです。そういう中で共生社会の実現に向けた条例をつくるということには大変な覚悟が要るのだらうと思います。

感動ばかりしてはいけないということです。私も感動しているのですが、そういうことで足元をすくわれないような、批判に耐え得るようなものであってほしいと感ずております。なかなか無邪気に共生社会と言えないような逆風も今吹きつつあるのかなということです。社会学をやっている人間からの先走るような意見になるかもしれませんが、そういうことも感ずています。

まさに骨太で、そういう逆風にも負けないため、文言について揚げ足を取られないようにしてほしいと思います。これは少数の人たちに対する条例ではなく、まさに皆さんがおっしゃっていたように、誰もが当事者になるユニバーサルな条例なのだとことをみんなに伝えていけるような、そういうところを目指し、これからもう少し議論していければなと思っているところです。

何か、水を差すようなことを申し上げて恐縮ですが、そういうことも念頭に置きながらということを感じたということです。

他に、皆様からいかがでしょうか。

○北原委員 今のご意見には私も賛成です。骨太ということを具体化するためにも、加藤委員からご意見にあったように、国際的な人権に関する文章をこの中で視野に入れておくことが有効ではないかと思ひます。

それから、資料5についてです。

啓発物、子ども向け教材をつくる中では、ぜひ、漫画を使っただきたいと思ひております。そして、動画が有効ではないかと思ひています。映像を見れば分かる、音声があれば分かるとなって、色々なニーズに対応できるようになるかと思ひますので、それをお願いしたいです。

それから、多言語化の話がありましたけれども、北海道大学でも色々な場面でアイヌ語

を使うようになってきてまして、啓発物や色々な場面で可能なところからアイヌ語を入れていっていただけるとうれしいなと思います。

○梶井座長 他にいかがでしょうか。

○相内委員 今、会長がバックラッシュのお話をされました。先ほど発言させていただいたときに触れようかどうかを迷って、もっと言うと、ちょっとびびっていたところがあった言葉にできなかったことを今すごく反省しています。

また、皆さんは、自分のご意見を言う場に、冒頭に事務局へのねぎらいを言っていたのに、僕は自分の意見を言いた過ぎて、それをすっかり忘れていたのを反省しています。僕もとても感動しておりますということを伝えます。

その上で、バックラッシュのお話についてです。

これは僕個人の話になってしまいますけれども、ユニバーサルな社会、共生社会を実現してほしいと思うのは、変なオブラートに包まずに言えば、一番は自分のためにそうなるしてほしいのです。自分のためにそうなるほしくて、結果的にそれがほかの人の幸福にもつながっていればいいな、そんなすばらしいことはないなと思っています。

共生社会の実現に向け、理念条例でやっていきましょうということで、努めましょうという文言がどうしても多いなと感じております。せっかく頑張ってまとめていただいたものにどうこうということではないのですけれども、啓発段階で、こういうことを推進していくと、個人の幸福、今で言うと、ウェルビーイングやウェルネスに結果としてつながっていくのだよということがあると1人1人に、これは誰もがというところに含まれていると思うのですけれども、分かりやすくなってくるのかなと思いました。

WHO（世界保健機関）がウェルビーイングという言葉をつくったからといって、それに絶対に乗らなければならないということではないですし、今は数年たったらまた違う言葉ができるような社会ですよ。ただ、そういった結果、一人一人の幸福、もしかしたらやらなければいけないと読み取っているあなたのためにも、あなたの幸福にもつながるのですよということが分かるというなと思います。北原委員がおっしゃっていましたが、漫画はすごくいいなと思いましたけれども、そういうことが伝わるようなものだといいなと思ったので、付け加えさせていただきました。

○梶井座長 ありがとうございます。

誰もがたどり着きたい社会とはどういう社会なのか、その方向性を示すことができればと思います。

それでは、この議題については一区切りをつけさせていただきます、次に進めたいと思います。

次第3の報告事項になります。

資料6と資料7に基づいたユニバーサル展開プログラムについて事務局からご説明をお願いします。

○事務局（松原推進担当課長） それでは、資料6、資料7のユニバーサル展開プログラ

ムについてです。

改めてのご説明となりますけれども、ユニバーサル展開プログラムは令和5年10月に策定された第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの戦略編に位置づけられたユニバーサルプロジェクトに掲げる施策を確実に遂行していくために策定するものとなっております。

本プログラムについては、前回の12月の検討委員会におきまして、委員の皆様からご意見を頂戴したところです。その後、市役所内部での検討を経まして、先月には市議会でも一旦の経過をご報告させていただきました。

前回ご説明した時点から変更した部分が大きく2点ございますので、資料6の概要版でご説明させていただきます。

まず、変更点の1点目ですけれども、章立ての構成についてです。

前回の時点では、第2章で令和9年度（2027年度）まで実施する個別事業、そして、第3章で全体方針である推進に関する考え方を掲載しておりました。しかしながら、検討の中で全体方針の部分をより分かりやすく、より積極的に発信することができるようにしたほうがいいのではないかという話になりまして、第2章と第3章の順番を入れ替えております。結果として、現時点での案では、第2章に全体方針たる展開方針が記載されております。

次に、変更点の2点目ですけれども、表面の右下の第2章の6の進捗管理についてです。

こちらには本プログラムを活用した施策の展開イメージを分かりやすく示す意図から新たに「展開プログラムを活用した施策の推進イメージ」という図を掲載しまして、これに合わせる形で説明文も追記しております。

大きな流れといたしましては、計画期間の終期である2031年度までの間、次期中期実施計画、こちらをアクションプランと呼んでいますけれども、その策定に合わせ、本プログラムの改定などを行いながら施策、事業を展開していきます。

その間、先ほどご意見をいただきました（仮称）共生社会推進条例の検討等を通じまして、共生社会の基本理念の浸透を図るとともに、これに伴う市民、事業者の取組の加速化などを踏まえ、我々の事業等の見直しも柔軟に行いながら、様々な社会的バリアを取り除いていく、こうした流れで共生社会の実現を目指していくという大きなシナリオを描いております。

このほか、概要版や本書ともに文言整理等の軽微な修正を加えておりますが、前回報告からの主な修正点は以上の2点となっております。

最後に、今後のスケジュールとなります。

まだ案の段階ですけれども、4月上旬から市民の意見をいただくパブリックコメントを実施した上で、5月下旬の策定を目指しております。

本プログラムのご報告に関する説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○梶井座長 条例の確定に先立って、まず、展開プログラムが先に公表され、パブリックコメントを求めていくということになる予定だということです。展開プログラムの後ろのほうには具体的な札幌市の施策が入っておりますので、市民の方にはより分かりやすいものとなるのかなと思います。

そして、今ご説明がありましたけれども、展開方針の部分を先に持ってきて、具体的な施策を後ろのほうに集約した、そういう章立てでこれを公表するということです。

これについていかがでしょうか。

○結城委員 先ほど僕が言った戦略というのは、子ども向けのイメージです。どんどん戦略してください。

○梶井座長 ありがとうございます。

それでは、宮入委員からご意見をいただいておりますので、最初にそちらのご紹介をお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） 宮入委員から展開プログラムについてもご意見をいただいております。

条例骨子案に対する意見と同じ趣旨で、もっと積極的に当事者、市民の声を聞く仕組みづくりを前面に出してもらいたいというようなご意見となっております。

具体的にご意見ですけれども、資料7のユニバーサル展開プログラムの案では、推進条例に関する記述はあるものの、条例骨子案に盛り込まれている（仮称）札幌市共生社会推進委員会について書かれた記載部分が見つからず、計画体系図や展開プログラムを活用した施策の推進イメージの図の中にも見当たらない、資料7の16ページ、6の進捗管理の2段落目の4行目ぐらいからですが、当事者や外部有識者などの意見も取り入れつつ、施策の効果を毎年度検証し、施策の改善、向上、スパイラルアップを図っていきますと明記されておりまして、展開プログラム策定の中でも意見聴取や検証が重視されていることが分かり、その点は評価している、その上で、相談窓口というような形で受身的に相談を待つのではなく、能動的に市民会議などを開き、当事者の意見を定期的に聞いて施策にフィードバックさせるというプロセスを含めて明記してもらいたいというご意見を頂戴いたしました。

市の考え方も併せてご紹介させていただきますが、先ほどの条例のところでもお話ししたとおり、当事者、市民の声を聞いた施策の展開は我々も十分に意識しているところでございまして、宮入委員のご指摘の16ページの当事者や外部有識者などの意見も取り入れるということはまさにその意識で記載しました。

今は、こちらの検討委員会に市のユニバーサル施策の取組についてご報告させていただきまして、ご意見を頂戴しておりますけれども、条例が制定されれば、条例骨子案にある（仮称）共生社会推進委員会を設置し、その役割を担っていただきたいというような想定です。また、先ほども述べましたけれども、全体はもちろん、他の個別の事業の展開に当たりまして、市民、当事者の皆さんの声を頂戴しながら施策を進めていく考えです。

なお、具体的な図の描き方については考えさせていただきたいと思っております。

○梶井座長 より実効性のあるものへということかと思えます。

その意味では、大変なことですけれども、わくわくします。

それでは、皆様からご意見はありませんか。

○北原委員 資料6の概要版の左上の1の策定の背景に札幌市の抱える主な課題とあって、⑦までありますが、私が思うのはなぜアイヌ民族に関する課題が⑦なのかということです。

アイヌのことばかり言いやがってと皆さんは思うかもしれないのですけれども、アイヌ民族の中には女性も含まれば、障がい者も含まれますし、セクシュアルマイノリティーも高齢者も子どもも含まれるので、順番としては大きなカテゴリーのほうが上位に来ると私だったら考えるのですけれども、何か理由があるのでしょうか。

それから、⑤に外国人市民の増加とありますけれども、ここで言う外国人というのはニューカマーと言われる人々ですよね。日本が労働力を求めるようになって、1980年代以降に流入してきた人々を想定されているのだと思うのですけれども、在日コリアンや在日台湾系の人や在日中国人など、オールドタイマーと言われる人々も札幌市には暮らしているわけで、こういった人々も視野に入れて、アイヌ民族への理解というよりは、民族平等というような言葉でもう少し包括的に表現できないかと思いました。

それから、これは手短かに表現する上で仕方がないのかもしれないのですが、障がいのある方への理解、アイヌ民族への理解とあるのは、どうしても社会モデル的な理解という捉え方とは反対になってしまうのではないかと、むしろ、そういった人々の困難をつくってしまっている社会への理解と本来は表現されるべきではないかと思いました。

○梶井座長 ありがとうございます。

なかなか難しいところですね。障がいのある方への障壁をつくってしまう社会への理解とするとちょっと長くなりますね。

①に高齢者人口の増加とあります。ここには色々な考え方があると思うのです。列挙の仕方も難しいなとつくづく感じます。

正解はないような感じもしますが、いかがでしょうか。

○北原委員 今お話しいただいたことについてです。

私は課題として並んでることそのものにはそんなに抵抗感はなかったのですけれども、例えば、⑥の男女の地位の平等感の偏りなど、社会の課題として表現されればより抵抗が少ないかなと思いますし、平等感の偏りという表現はいいような気がします。

○梶井座長 事務局が最初に高齢者人口の増加を持ってきたのは、全員が当事者として考えられる課題だからといいますか、みんなが長生きすればここに入ってくるわけですよね。誰もがということをもっと最初を持ってきたいということで高齢者人口の増加を①にしたのだと思うのです。

そして、北原委員がおっしゃったように、男女の地位の平等感の偏りを②とするということでもいいかもしれませんね。



さらに、地域意識の希薄化も全体社会に関わりますよね。どちらにしても、それは3番目になってしまいますけれども、持っていき方にちょっと工夫が要るのかもしれませんが。

これは今後どうなるかは分かりませんが、庁内でもフィックスされているものなので、どこまで変えるかはあるかと思いますが、皆様からも自由にご意見をいただければと思います。

このままでもいいというご意見もあってもよろしいかと思いますが。あるいは、資料6と資料7の他のことについてもご意見があれば承ります。パブリックコメントにもかかりますので、そうすると広く市民の皆様からご意見が出るとと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 主な課題のところについてです。

私たちが関わるころは地域意識の希薄化というところなんです。ここがきちんと整っていないと、障壁を持っている方も持っていない方も気持ちよく過ごしていけないという一番の基本のところだと思うので、個人的には割と上位なのかなと思いました。上位とか下位とか、そういう順番をつけること自体、どうかなと思いますけれども、重要視して取り組んでいただくとありがたいなと思います。

本当に地域意識が希薄化していて、札幌は特にそうだと思うのですが、それによってうまく回らないことがすごくたくさんあって、色々な方たちがそれで障壁となっているというようなところがあると思いますので、そこについては強くアクションをしていただきたいということです。

○梶井座長 ありがとうございます。

私もこれが①でもいいと思っていますが、そんな好みを言ってもしょうがないですね。他にいかがでしょうか。

○牧野委員 それぞれの立場から考えると、皆さんのおっしゃるとおりだと思います。番号を振ることによって、①が優先順位という理解に結びついてしまうとちょっと違うふうに伝わってしまうのかと思いました。

ですから、今、佐藤委員がおっしゃっていたように、この番号は優先順位を表すものではないかということを書いておけば、それだけで解決するのではないのか、どれも重要なことであると取ってもらえるのではと思いました。

これは一つの案ですけれども、あまり意識するといいますか、これについて議論するのは何か違うのかなと思います。みんな重要で、どれも欠かせない課題であるということを皆さんに分かってもらえるような方法があればいいと思いました。

○梶井座長 私の言い方が悪かったですね。何か、それで優先順位をつけているというわけではなかったのです。ただ、市民に見せるときの見せぶりというのでしょうか、それは意識してもいいのかなということを含めての意見でした。

ユニバーサル展開プログラムについては本当によくできており、これだけのことを札幌市ではやっているということです。ただ、本当にすごいのは後ろのほうの施策、事業で、札幌市はこんなにやっているのだと分かります。予算の配分はともかく、施策の数です。

困難な方のものもあれば、若い人や不登校の子のものもあり、それらを網羅し、ここまでまとめたいただいたというのはすごいと思うのです。

それにもかかわらず、ここまでやっているのに、俺のことが入っていない、もしくは、どこを探しても自分に対する施策がないではないかと思う方もいるかもしれません。そういう方々が当事者意識から外れていくのはちょっと困ると思うのです。

こんなにあるのに自分が対象になっているものはないと思ってしまい、この条例は、この事業は自分には関係ないのだと思わされてしまうと嫌だなということです。私が心配性なのか、老婆心なのか、それも含めて、課題の在り方の見せぶりとして、全員が当事者で、皆さんのためのものなのですよというメッセージが伝わる工夫があってほしいなと思うところもあったということです。

他にいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井座長 それでは、ユニバーサル展開プログラムについてはこのままの形でどんどん進めていただければと思います。なお、今日のご意見を踏まえ、工夫が必要なところはできる範囲で工夫していただければと思います。

ありがとうございました。

これで今日の議事は終わりましたけれども、全体を通して、また、言い忘れたことなどがございましたら承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山口委員 バックラッシュについてです。

そうした用語は知らなかったのですけれども、自分がこういうことを始めたという話をしたら、目の見えない元同級生がSNSで批判をし始めまして、ちょっと恐ろしい世の中になっていると感じたことがありまして、そういう人たちに対してどうしたらいいかなと考えています。

ただ、自分が一つ感じているのは、色々な人のことを知ることで自分が楽になることがあるということです。

今日、駅の前でバスを降りたら、駅の入り口が分からず、近くにいる小学生に入り口がどこかを聞きました。その子はとても優しく教えてくれたのですけれども、周りにいた子どもの中に何でそんなことも分からないのと言っている子どもがいたのです。子どもたちにとって近くにある階段が分からないことは悪で、できないことはばかにしていいことになってしまっているのかなと思いましたし、逆に、自分たちがそこまで何でもかんでもできないといけないというプレッシャーをかけられているのかなとも思ったのです。また、もし私のような人間がいてもいいんだよとみんなが思えば、そういうプレッシャーから子どもたちも逃れられるのかなと思いました。

私の今言ったことに関して反論があるかもしれませんが、この考え方はきっとバックラッシュに対応できる強固な何かになるのではないかと思ったので、お話しいたしましたし、役に立てばうれしいです。

○梶井座長 ありがとうございます。

私たちもそういうことをかみしめていきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井座長 それでは、展開プログラムについての報告も終了します。

これで本日の意見交換は終わらせていただきたいと思います。

事務局からコメントがあればお願いいたします。

○山内ユニバーサル推進室長 改めまして、ユニバーサル推進室長の山内でございます。

本日は、いろいろな立場からご意見をいただきまして、ありがとうございます。

今回、条例の骨子をお示しさせていただきましたけれども、第1回、第2回と、この会議では資料のご説明をさせていただき、それを踏まえて皆さんから色々な意見を頂戴できたおかげで、一定のものを形づくられたのかなと思っております。

ただ、やはり、梶井座長や相内委員からもお話があったように、一方向から考えていると、どうしても他の立場からの物の見方ができず、結果として、先ほどバックラッシュという言葉もありましたが、そういう話につながっていくのかなと感じました。我々のチームの中でもそれは非常に意識していきまして、この人だったらどう考えるか、この人だったらどう考えるのかと、様々な方の立場について考えながら言葉を整理し、まずはここまでたどり着けたと思っております。

我々も骨子案の考えや意味を一生懸命伝えようとは思っていますが、それはどこまでいっても十分ではなく、時にはそこに溝や誤解が生まれてしまう可能性もあると思っております。しかし、しっかりと時間をかけ、「発展的に」というお話をいただきましたけれども、色々な取組を発展的に進めることで理解が少しずつ進めば今日の議論を聞いて思ったところがございます。

そして、条例そのものがどうかも大事なのですけれども、ワークショップや子どもへの啓発の仕方についても皆さんからご意見をいただきました。そこがもう一つの重要なところで、この条例の意味について、その背景や課題も含め、どう次の世代に伝えていくかが大事だということを改めて認識しました。この点について、資料上は取組予定の項目を事務的に並べてしまったところもあるのですけれども、これがどういう形で子どもたち、あるいは、市民の皆さんの心に刺さるのかを改めて考えさせられましたので、その伝え方やワークショップの進め方については引き続き考えたいと思います。

それから、後半のユニバーサル展開プログラムにつきましては、今日、北原委員のほか皆様から表現についてのご意見をいただきましたので、表現の仕方は色々とお悩みのようです。パブリックコメントを進めまして、それらの意見も踏まえながら今年の5月頃にはまとめる予定です。

引き続き貴重なお時間をいただくこととなりますけれども、条例と展開プログラムの議論にお付き合い、お力添えをいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○梶井座長 この条例が成立するまで、我々全員が覚悟を持って臨んでいきたいと思しますので、またよろしく願いいたします。

それでは、次回の会議についてお願いいたします。

○山内ユニバーサル推進室長 今後の我々の検討作業でございますが、条例案のワークショップや市民意見の収集など、色々な取組を進めていくことを考えておりました。次の会議については、それらの対応等が整理できる8月頃に開催する予定としております。日程調整につきましてはまたご連絡させていただきます。

8月の会議では、皆様からのご意見を踏まえて修正対応を行った条例のパブリックコメント案についてご議論をいただき、最終の成案に持っていきたいと思っております。

なお、その先でございますが、条例については、我々事務局としましては来年度の後半に議会に説明を始め、年度末には条例として制定し、4月1日の施行予定というイメージでありますが、色々な議論の経過があつて遅れることも十分に考えられます。そこについては、都度、ご相談させていただきたいと思っております。

ということで、次回については改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いします。

○梶井座長 ありがとうございます。

### 3. 閉 会

○梶井座長 今度、皆様とお会いするのは夏ということでございます。春を乗り越え、皆さんで元気に集まって議論していければと思います。

本日は、遅い時間、お忙しい中、お集まりをいただき、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これで終わりたいと思っております。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

以 上